

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成 22 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号）について下記のとおり改正し、平成 22 年 12 月 1 日から適用することとの通知（平成 22 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 2 号）がありましたのでお知らせします。

記

1 別表のⅡの 099 の（1）の①を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステープルライン補強材料」、又は類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用心血管用パッチ」若しくは「ウシ心膜パッチ」であること。

「特定保険医療材料の定義について」

（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について

改正後	現行
<p>（別表）</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>099 組織代用人工繊維布</p> <p>（1）定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステープルライン補強材料」、又は類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用心血管用パッチ」若しくは「ウシ心膜パッチ」であること。</p> <p>② （略）</p> <p>（2）～（3） （略）</p>	<p>（別表）</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>099 組織代用人工繊維布</p> <p>（1）定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステープルライン補強材料」、又は類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」若しくは「コラーゲン使用心血管用パッチ」であること。</p> <p>② （略）</p> <p>（2）～（3） （略）</p>

ボトックス注用 100 単位及び同注用 50 単位の薬事法上の効能・効果 の変更に伴う留意事項の一部改正について

ボトックス注用 100 単位及び同注用 50 単位については、それぞれ「薬価基準の一部改正について」（平成 9 年 4 月 1 日付け保険発第 49 号）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 20 年 12 月 18 日付け保医発第 1218001 号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、平成 22 年 10 月 27 日付けで同製剤の薬事法上の効能・効果に変更されたことに伴い、同留意事項の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 10 月 27 日から適用することとします（平成 22 年 12 月 1 日付け保医発 1201 第 1 号）との通知がありましたのでお知らせします。

記

1 ボトックス注用 100 単位に係る留意事項について

「薬価基準の一部改正について」（平成 9 年 4 月 1 日付け保険発第 49 号）の記Ⅱの 2 の（1）を次のように改める。

- （1）本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生される A 型ボツリヌス毒素であり、使用上の注意において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮及び 2 歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足以外には使用しないこと」、また、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮及び 2 歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足に使用した場合に限り算定するものであること。

2 ボトックス注用 50 単位に係る留意事項について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 20 年 12 月 18 日付け保医発第 1218001 号）の記 2 の（2）の①を次のように改める。

- ① 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生される A 型ボツリヌス毒素であり、使用上の注意において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮及び 2 歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足以外には使用しないこと」、また、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮及び 2 歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足に使用した場合に限り算定するものであること。

(1) 国民健康保険並びに老人保健

(2) 退職者医療

区 分	国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	27,504	426,066	1,313,680,854	47,763.27	1,377	19,185	76,492,060	55,549.79
	入院外	1,051,406	1,750,633	1,398,012,552	1,329.66	57,844	96,302	88,772,052	1,534.68
歯 科	入 院	153	1,151	5,202,416	34,002.72	5	31	138,056	27,611.20
	入院外	240,158	507,086	309,988,914	1,290.77	14,052	30,210	18,151,714	1,291.75
調 剤		632,671	792,499	671,223,713	1,060.94	34,701	42,360	39,149,681	1,128.20
訪 問 看 護		969	5,872	60,848,550	62,795.20	0	0	0	0
支 払 総 額		1,952,861		27,242,550,722		108,061		1,562,723,785	

(3) 後期高齢者医療

区 分	後 期 高 齢 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	32,233	569,541	1,563,241,728	48,498.18
	入院外	661,421	1,280,663	1,055,973,822	1,596.52
歯 科	入 院	70	584	1,892,310	27,033.00
	入院外	81,631	177,787	118,027,787	1,445.87
調 剤		424,219	580,428	605,728,461	1,427.87
訪 問 看 護		1,060	7,149	73,826,500	69,647.64
支 払 総 額		1,200,634		30,087,600,760	

(1) 国民健康保険並びに老人保健

(2) 退職者医療

区 分	国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	28,008	442,464	1,354,087,741	48,346.46	1,435	19,733	75,051,403	52,300.63
	入院外	1,104,216	1,854,656	1,457,677,035	1,320.10	60,066	100,855	91,587,126	1,524.77
歯 科	入 院	154	1,237	5,748,450	37,327.60	4	36	149,989	37,497.25
	入院外	255,314	547,190	336,593,251	1,318.35	15,020	320,170	19,670,757	1,309.64
調 剤		668,829	851,443	705,775,138	1,055.24	36,354	45,189	41,078,192	1,129.95
訪 問 看 護		1,010	6,188	63,997,750	63,364.11	69	490	5,205,800	75,446.38
支 払 総 額		2,057,531		28,433,941,578		112,948		1,594,590,187	

(3) 後期高齢者医療

区 分	後 期 高 齢 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	32,071	581,662	1,589,822,864	49,571.98
	入院外	682,366	1,337,987	1,087,588,175	1,593.85
歯 科	入 院	66	488	1,820,614	27,585.06
	入院外	89,760	199,214	131,659,699	1,466.80
調 剤		438,759	605,894	626,238,396	1,427.29
訪 問 看 護		1,045	7,234	74,672,200	71,456.65
支 払 総 額		1,244,067		30,921,819,719	

◎お 知 ら せ ◎

レセプト作成したら必ず見直しを。

レセプトの作成において、保険者番号、被保険者証の記号・番号、被保険者の生年月日・性別等コンピューターの入力誤りがないかどうか、十分確認をお願い致します。

また、保健医療機関・保険薬局の窓口において、月に一度は被保険者証の確認をお願い致します。

編集・発行人

発 行 平成23年1月14日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043) 254-7174
 発行責任者 橋本 秀夫
 編集責任者 土屋 憲久
 印 刷 所 ㈱ さくら印刷